

平成30年
4月1日から

「違反対象物公表制度」 を実施します!

市民の方々を火災から守るため、飲食店や物品販売店などの事業所には、消防設備の設置や防火管理などについて、消防法の規制がかかります。

岡崎市消防本部では、消防法に違反している建物を、利用者や従業員へ周知するため「違反対象物公表制度」を実施します。

●違反対象物公表制度とは?

消防職員による立入検査において、消防法に違反している建物を覚知した場合、岡崎市消防本部のホームページに**建物名称・所在地・違反内容**を公表して、利用者や従業員に情報提供を行う制度です。

☆「岡崎市 違反対象物」や
「〇〇ビル 違反対象物」で検索できます。

岡崎市 違反対象物

検索



この建物の利用
は控えよう…

火災があったら
危ないな…

●どのような建物や違反が公表されるの?

飲食店、物品販売店、ホテル、社会福祉施設、病院など不特定多数の方や避難が困難な方が利用する建物で、消防法により設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが設置されていない重大な違反を公表します。



●建物（事業所）関係者の方へ

消防法には、建物の面積、用途、開口部の種類や大きさなどによって、消防設備の設置基準が定められています。

特に次のような場合には、消防法違反に該当する場合がありますので、**事前**に予防課までご相談ください。

- ・増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- ・建物やテナントの用途を変更する場合
- ・棚を置いたり格子を設置することで、窓や扉を封鎖する場合



岡崎市消防本部 予防課 特別査察係

☎ (0564) 21-9858

〒444-0022 岡崎市朝日町3丁目4番地